

## 茨城工業高等専門学校における教員等の任用に関する要項

〔平成29年 7月13日  
制 定〕

(趣旨)

第1条 茨城工業高等専門学校における教員（教授、准教授、講師、助教及び助手）の任用（採用、昇任及び配置換）は、高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）によるほか、この要項の定めるところによる。

(任用の発議)

第2条 教員任用の発議は、次の各号のいずれかにより行う。

- (1) 各系及び各部（以下「系等」という。）において、任用を必要と認め、系等の長から校長に申出があったとき
- (2) 校長が自ら任用を必要と判断したとき

(任用手続)

第3条 校長は、前条により発議があった場合は、次の各号に従い、第6条に規定する教員任用審査会による審査結果を参考にして任用を決定する。

- (1) 昇任又は配置換は第4条の規定による。
- (2) 採用は第5条の規定による。

(昇任又は配置換)

第4条 昇任は、次項に規定する教員の 카테고리ごとに、別に定める「茨城工業高等専門学校における教員内部昇任時に考慮する事項の取扱い」により、昇任候補者の選考を行う。

2 本校に在職する教員については、次の各号に掲げるカテゴリーに区分する。

- (1) 理工系専門教員 次のいずれかに該当する教員をいう。
  - ア 各系に所属する教員
  - イ 専門共通教育部に所属する教員のうち、第3号以外の教員
  - ウ 一般教養部に所属する理数系を専門とする教員
- (2) 人文系教員 一般教養部等に所属する人文・社会系を専門とする教員をいう。
- (3) 専門職教員 次のいずれかに該当する教員をいう。
  - ア 保健体育担当教員
  - イ キャリア教育等の専門的・職業的知見を教授する教員

3 配置換は、配置換をしようとする職種の職務内容を遂行するために必要な知識、能力等を保持するか否かを判断して行う。

(採用)

第5条 採用は、別に定める「茨城工業高等専門学校における教員採用人事の手続きについて」により、採用候補者の選考を行う。

(教員任用審査会)

第6条 任用候補者（特命教員及び非常勤講師を含む。）の教員資格の有無について審査するために、教員任用審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

（1）校長

（2）各副校長

3 審査会は、必要に応じ任用候補者の所属する系長等を出席させ、その意見を聴くことができる。

4 審査会は、校長が招集し、議長となる。

（再雇用の審査）

第7条 教員の再雇用の労働条件に関する事項については、審査会において審議する。

2 審査会は、再雇用対象教員の所属する系等の長から提出された再雇用計画に関する書類に基づき、勤務区分（フルタイム勤務又は短時間勤務）、勤務時間、業務内容等の労働条件について審査する。

3 職員の再雇用については校長が決定し、審査会に報告するものとする。

（客員教授等の選考）

第8条 客員教授及び客員准教授の選考に関する事項については、別に定める「茨城工業高等専門学校客員教授及び客員准教授選考基準」に基づき、審査会において審議する。

（事務）

第9条 教員の任用に関する事務は、総務課において処理する。

（雑則）

第10条 この要項に定めるもののほか、教員の任用に関して必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成29年7月13日から施行する。

2 茨城工業高等専門学校における教員の任用に関する要項（平成14年1月16日制定）及び茨城工業高等専門学校教職員再雇用審査委員会要項（平成23年12月6日制定）は、廃止する。

附 則

この要項は、令和3年3月9日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年9月21日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年1月13日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。